

みなと食品衛生たよりNo. 6

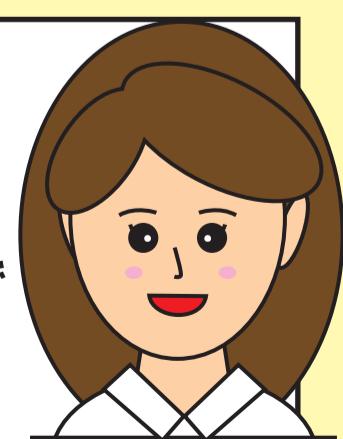


教えて！輸入食品の安全性

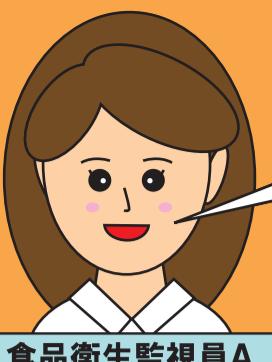
現代の日本人は、食料の約 60%を輸入食品に頼っています。

なんとなく、分かっているようで、でも分かっていない輸入食品…

海外から日本に入ってくる食品は、誰がどうやって管理しているのでしょうか？みなと保健所食品衛生監視員が解説します！！



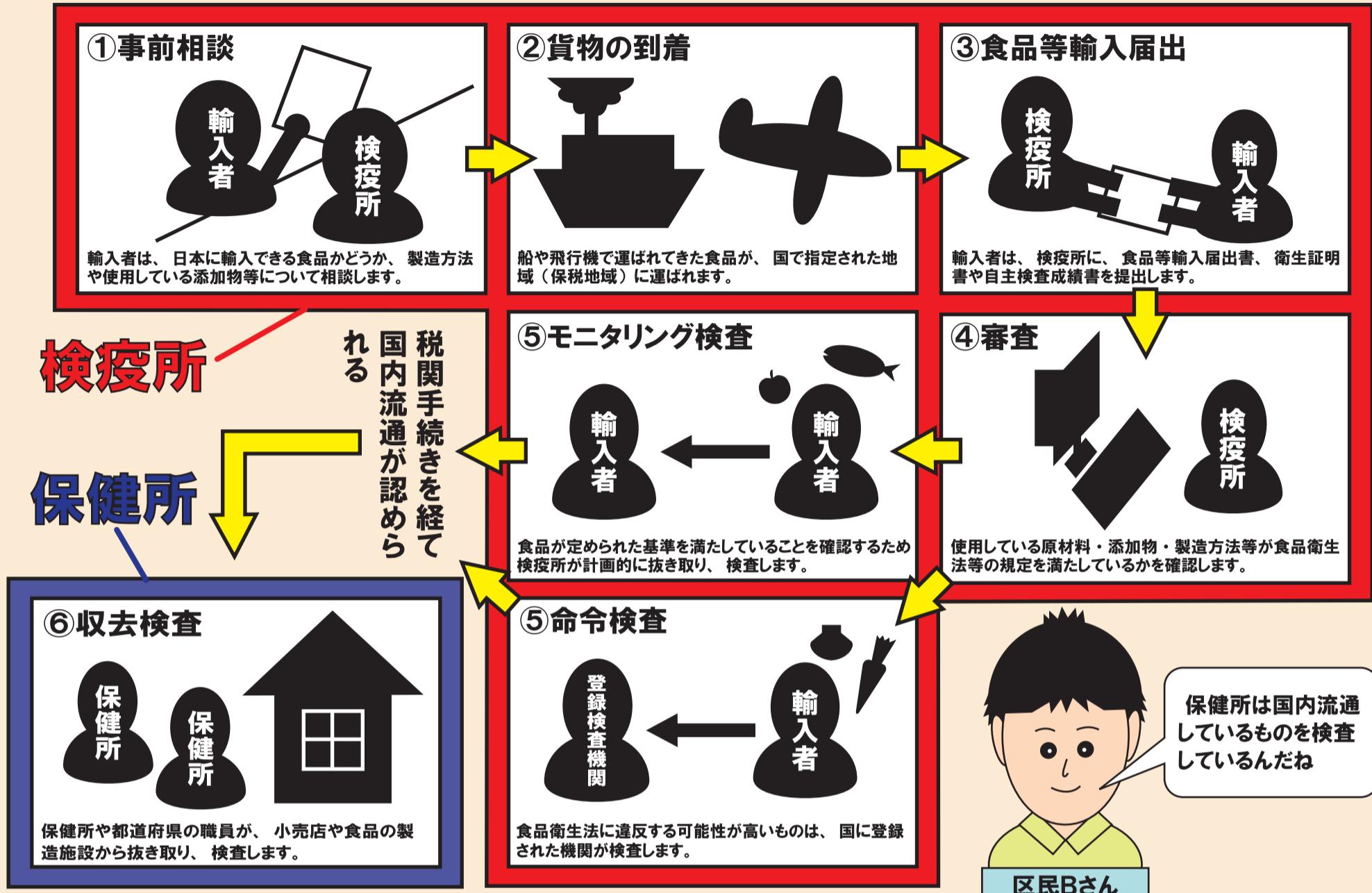
食品衛生監視員A



食品衛生監視員A

輸入食品は、私達の食生活にとって欠かせないものになっています。
食品を日本に輸入できるかは、厚生労働省が管轄する全国の「検疫所」が判断しています。
下のイラストと解説文で、輸入食品が日本国内に流通するまでの過程を学びましょう。

～輸入食品の監視体制～



監視員A.. こんには、今日は輸入されている食品が、どのように入れるかを学びましょう。

Bさん.. 食品を輸入するためには、検疫所は輸入者に対し食品等輸入届出済証を発行します。

監視員A.. 審査に合格すると、検疫所は輸入者に付与します。

Bさん.. ④の審査が終わると、どうのうに輸入者に合格が知らされるのですか？

監視員A.. 審査に合格すると、検疫所は輸入者に付与します。

Bさん.. ⑤のモニタリング検査と命令検査はどのような違いがありますか？

監視員A.. モニタリング検査は、食品がきちんと規格基準を守つて製造されている事を「確認」するための検査です。比較的違反になりやすい食品や、過去に審査不合格になつたような食品に対しては、命令検査が実施されます。後者の方がより厳しい検査です。これらの検査に合格しないと、1貨物を廃棄する、2貨物を輸出国へ送り返す、3家畜のエサ等の食用以外に使う、この1～3のどれかの方法をとらなければなりません。

Bさん.. ⑥の収去検査とありますか？

監視員A.. 輸入時の検査は検疫所が担当し、国内を流通している食品の検査は全国の保健所が担当します。保健所は、広範囲の食品を検査しています。輸入食品の安全はたくさんの人々の手で守られています。

輸入食品の安全性について

皆さんは、輸入食品についてどんなイメージを持っていますか？スーパーの冷凍食品、コンビニのお菓子、レストランの食事…私達の食生活には、想像以上にたくさんの輸入食品が関わっています。

農林水産省の調査によると、日本の食料自給率は、カロリーベースにして約40%といわれています（平成21年度農林水産省調べ）。今や輸入食品は私達の生活に欠かせないものと言えるでしょう。

しかし、消費者の輸入食品に対するイメージはどうでしょうか。みなと保健所では、輸入食品についてお問い合わせを受けますが、その多くは不安の声である印象を受けています。本当に輸入食品は国産品に比べて危険なのでしょうか？

輸入食品に対する不安はどこからきていている？

メタミドホスが検出された中国産冷凍餃子事件や、メラミンが混入した中国産加工食品の問題、米国産牛肉から特定危険部位である脊柱の発見…輸入食品に関する大きな事件が連続して発生しました。メディアでも大々的に取り上げられたので、皆さんの記憶に新しいと思います。これら一連の事件を受け、輸入食品に対する印象は、かなり悪くなってしましました。

また、消費者の中には、「国産品は工場見学やテレビ放映等で、間接的にでも作つてるところや人の顔を見ることが出来るけど、輸入品はそれがないから怖い」「あまり衛生的とは言えないような環境で食品を製造しているのではないか？」とおっしゃる方も多いらっしやいます。このようだ、外部から「見えない」ことも、不安を感じる一因ではないでしょうか。

国産品は安全で、輸入品は危険なのか？

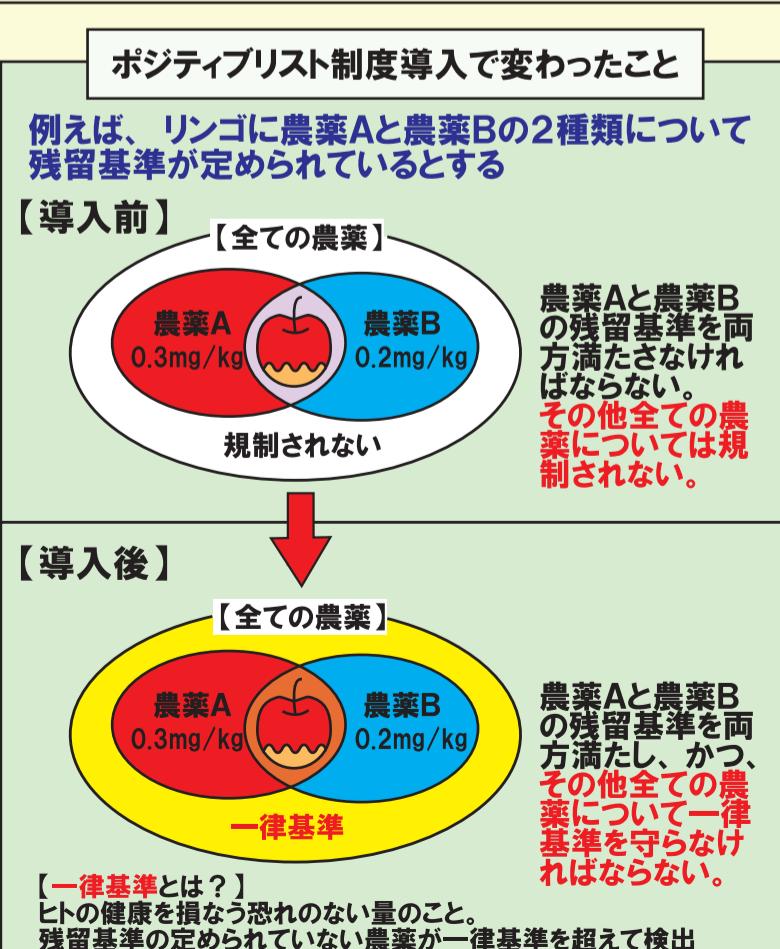
日本国内で加工食品を製造する場合、工場や店舗の所在地を管轄する保健所が施設の衛生状態を検査し、許可を出しています。保健所の許可を受けていない施設で、このような製造行為は認められません。これは日本の食品衛生法で定められています。

一方の輸入食品はどうでしょうか。海外で加工食品を製造する場合は、その国の食品衛生法に基づいて製造・加工が行われますが、その中で日本に輸入する食品については、日本の基準に沿った製法が求められます。さらに、輸入時には左のページで説明しているように、検疫所の審査に合格しなければ食品を国内に流通させることはできません（野菜等の生鮮品についても同様です）。これらの厳しい基準を乗り越えなければ、海外から食品を輸入することはできないのです。前段で説明したような事件が発生した際には、検疫所や各自治体の保健所職員等が協力して、速やかに対応しています。

右ページのイラスト⑥でも紹介したように、私達保健所の職員は、輸入品・国産品について検査（収去検査という）を行っています。みなと保健所では、平成21年度は国産品399検体、輸入品42検体の収去検査を実施しました（この結果、国産品47検体、輸入品1検体の違反が判明し、保健所が調査しました）。国産品でも違反になる事があるので、とりわけ輸入食品が危険という訳ではありません。

消費者の方からのお問い合わせについて

消費者の方から「輸入野菜に使われている農薬について、日本の法律ではどんな規制がありますか？」とお問い合わせをいただきました。日本における残留農薬の規制は、農薬取締法で農作物への農薬の使用基準値を定めて、食品衛生法で農作物中の残留基準値を設ける、という二重の規制がかけられています。私達食品衛生監視員は、この食品衛生法に基づいて監視・指導を行っています。農薬の使用については、平成18年に食品衛生法の改正があり、ポジティブリスト制度という制度が導入されました。



右の図からも分かるように、当制度が導入されたことで、残留基準値の定められていない農薬に一律基準が設定されました。全ての農薬について規制されることになったのは画期的なことです。より厳しい管理体制が敷かれたことが分かります。

保健所の食中毒調査

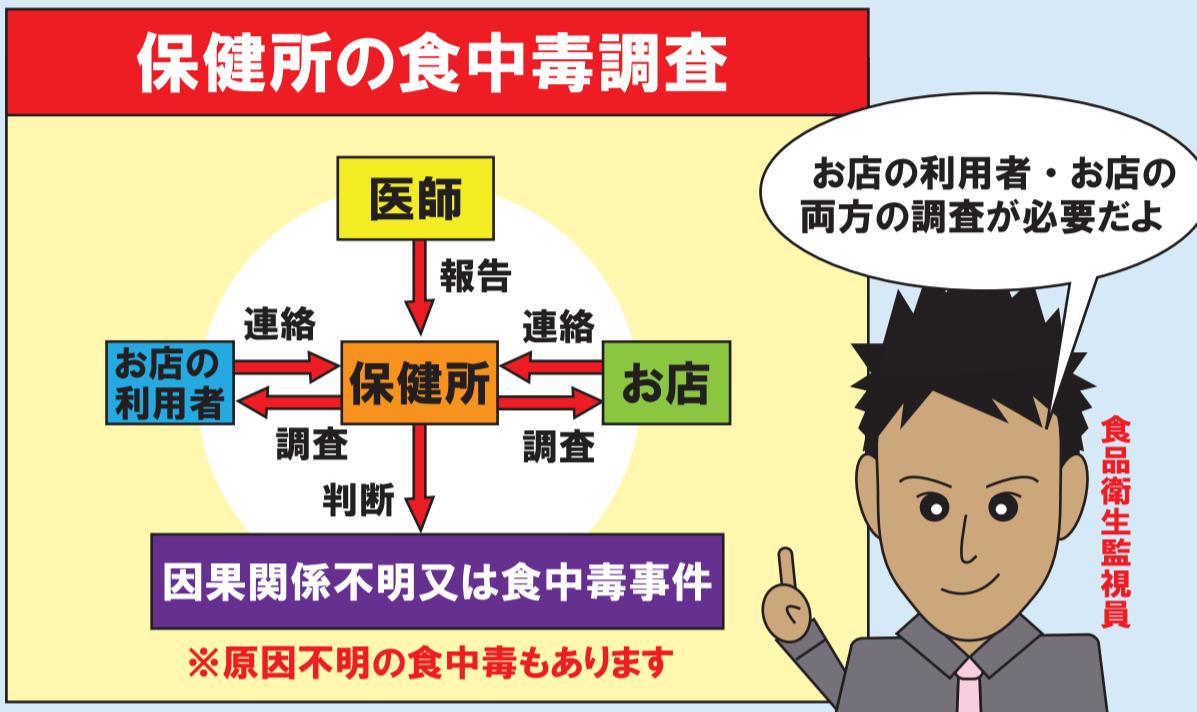
皆さんこんにちは、みなと保健所の食品衛生担当（食品衛生監視員）です。新しい年度を迎えて、皆さんの食品衛生担当（食品衛生監視員）です。新しくお過ごしでしょうか。全国的に、昨年より食中毒事件が多発しております、私達は忙しい日々を過ごしています。

私達「食品衛生監視員」は、食中毒の原因を調査していますが、区民の方々と触れ合う機会が少ないので、「実際どんなことをやつてあるの？」と尋ねられることがあります。

みなと保健所には、食中毒に関するいろいろなご相談が寄せられます。飲食店関係者、消費者、医師等：「その探知は様々です。消費者の方からご相談頂く場合は、「○○の店を利用して体調を崩しました」「病院に行つたら『食中毒の疑いがありますね』と言われました」等が代表的です。

保健所の食中毒調査の進め方について

食品衛生監視員は、お店の利用者とお店の両方の調査を行います。



同時にお店の調査も行います。お店に對しては、①同じような苦情が寄せられていないかの確認②当日の利用者数や当該メニューの提供数の調査③参考食品や残品の検査④施設の衛生検査⑤従業員の検便、等を行います。

「ある特定のお店」が原因の「食中毒事件」と断定するには、さまざまな角度からの検討が必要になるので、お店の利用者とお店の両方の調査が不可欠になります。

消費者の方から頂くご質問について

消費者の方から「食べてすぐ体調を崩しました」とご連絡を頂くことがあります。確かに食べてから1時間以内で症状があらわれる食中毒もあります。

消費者の方から「食べてすぐ体調を崩しました」とご連絡を頂くことがあります。確かに食べてから1時間以内で症状があらわれる食中毒もあります。

左の表をご覧下さい。主な食中毒細菌・ウイルスの潜伏期間です。

名称	潜伏期間
ウエルシュ菌	6～18時間
サルモネラ	8～72時間
ノロウイルス	1～2日
カンピロバクター	1～7日
腸管出血性大腸菌	1～14日

アンケートにご協力下さい！



保健所では、このようなご相談を頂いた場合、基本的に次のように対応しています。

下の図のように、消費者・営業者・医師から保健所に連絡が入ると、